## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30代位の男性、身長170センチメートル位、体格肥満、死因は多発外傷、着衣は黒色のジャンパー、黒色のズボン、黒色のベルト、黒色の靴下、白紺のチェック柄のパンツを着用、所持金品は、現金387円、財布、眼鏡等

上記の者は、平成30年４月16日午前０時42分頃、東京都日野市石田１丁目18番地から北東方向に約280メートルの石田大橋の下の道路上で発見されました。死亡推定日時は平成30年４月16日午前１時37分頃。警察による検視後、遺体は火葬し、遺骨は葬祭業者に保管してあります。心当たりの方は、当市健康福祉部生活福祉課生活援護係まで申し出てください。

平成30年７月２日

東京都　　日野市長　大坪　冬彦

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、ピンク色チェック柄カーデガン、ピンク色ポロシャツ、黒色ズボン、運動靴（23.5センチ）を着用、黒色手さげ鞄、がま口財布を携行

上記の者は、平成30年１月21日午後４時45分頃、兵庫県佐用郡佐用町上月478番地中上月公民館西方約100メートル先山麓の雑木林で発見され、死因は不詳です。

身元不明のため火葬に付し、遺骨を保管していますので、お心当たりの方は、当町健康福祉課健康福祉推進室へ申し出てください。

平成30年７月２日

兵庫県　　佐用町長　庵逧　典章

## 公示送達

柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業に係る以下の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定による建築物等除却通知及び照会は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、書類の送付にかえて当該通知の内容を以下のとおり公告します。

平成30年７月２日

柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業
施行者　柏市
代表者　柏市長　秋山　浩保

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　東京市赤坂区青山南町六丁目（登記住所）
氏名　市岡　正一

２　通知の内容

あなたが所有する下記の建築物等は、土地区画整理事業の施行のため、平成30年８月31日までに除却していただくこととなりましたので通知します。前述の期限後は、土地区画整理法第77条第７項の規定に基づき、施行者柏市が除却工事を行うことになりますので、あなたが前述の期限までに自ら除却される意思があるか否かを回答してください。

以上、土地区画整理法第77条第２項の規定に基づき、通知及び照会します。

記

建築物等の所在地
柏市根戸字花戸原299番地
建築物等の構造及び数量
竹木土石等　一式

教示

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に柏市を被告として（代表者は柏市長）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

（注意事項）

１　自ら除却する場合の補償金については、別途協議させていただきます。

２　除却完了前に所有者が変わった場合は、新旧所有者連署のうえ、ただちに柏市都市部北柏駅周辺整備課へ届けてください。

３　自ら除却する意思がある場合は、以下の連絡先に御連絡ください。

柏市都市部北柏駅周辺整備課（担当：野口）
所在地　千葉県柏市根戸1854番８
電　話　04―7160―3851

## 会社その他の公告

**解散公告**

当社は、平成三十年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月二日

札幌市西区宮の沢一条四丁目五番一〇号
株式会社山一坂井商店
代表清算人　坂井　清

**解散公告**

当社は、平成三十年四月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月二日

北海道函館市高松町一〇五番地の三
有限会社米谷自動車
清算人　米谷　君子

**解散公告**

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月二日

北海道函館市港町三丁目一八番一五号
株式会社テーオーフアシリティーズ
代表清算人　小笠原康正

**解散公告**

当社は、平成三十年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月二日

北海道函館市花園町三〇番二〇号
株式会社渡邉
代表清算人　渡邉　勲人

**解散公告**

当社は、平成三十年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月二日

札幌市白石区菊水一条四丁目六番三三号
北海道プロセス株式会社
代表清算人　山下　信雄

**解散公告**

当社は、平成三十年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月二日

秋田県秋田市上北手古野字脇ノ田一九番地二
有限会社明高建設
清算人　高橋由美子

**解散公告**

当社は、平成三十年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月二日

栃木県日光市細尾町四五九番地
有限会社光洋電機商会
代表清算人　倭文　博

**解散公告**

当社は、平成三十年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月二日

埼玉県熊谷市宮前町一丁目六番地
有限会社日光商興
清算人　深野　勝夫

**解散公告**

当社は、平成三十年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月二日

札幌市白石区菊水一条四丁目六番三三号
北海道プロセス株式会社
代表清算人　山下　信雄

**解散公告**

当社は、平成三十年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月二日

秋田県秋田市上北手古野字脇ノ田一九番地二
有限会社明高建設
清算人　高橋由美子

**解散公告**

当社は、平成三十年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月二日

栃木県日光市細尾町四五九番地
有限会社光洋電機商会
代表清算人　倭文　博

**解散公告**

当社は、平成三十年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月二日

埼玉県熊谷市宮前町一丁目六番地
有限会社日光商興
清算人　深野　勝夫